# ■ 北毛青年の家・妙義少年自然の家・東毛少年自然の家

# 1 現状

青少年の心身ともに健全な育成に資することを目的とし、野外の自然体験・集団宿泊体験を中心に行う青少年教育施設として、北毛青年の家(昭和43年4月設置)、妙義少年自然の家(昭和46年8月設置)及び東毛少年自然の家(昭和54年11月設置)は設置された。主に県内の小学生を対象に、学校や家庭では得難い自然体験や集団宿泊体験をする教育の場として評価を得ている。また、各施設毎に地域の特色などを生かした体験学習プログラムの提供に努めている。

県立の青少年教育施設については、各施設の設置・運営の意義や財政状況等を踏まえた再編を進め、平成18年度までに、大幅な再編整備が実施された(12施設から4施設に再編:直営3施設、指定管理者制度導入1施設(青少年会館)、廃止3施設、地元市へ移管5施設)。

当該3施設は、建設時からすでに約30年~40年経過しており、老朽化が進んでいる (耐震対策については、平成21年度中に対応が完了する予定)。

利用者数(平成19年度)は、北毛青年の家が約2万4千人、妙義少年自然の家が約2万人、東毛少年自然の家が約3万人となっている。3施設は、地理的にバランスよく配置されており、各所管地域からの利用者が全体の約6~8割を占めている状況である。

※県内の約8割の小学校が県内での宿泊を伴う体験学習を実施しており、そのうち 6割が県立施設を、3割が国立や市町立の教育施設等を利用している。

## 2 施設の今後のあり方

### (1) 施設の必要性について

当該3施設は、本県における野外体験活動や集団宿泊活動の主要施設として、数多くの小学生に利用されている。また、自主性や社会性を培い、青少年の健全育成を図る上で大きな役割を果たしており、その設置目的は、今日においても失われておらず、教育的効果も高い施設と考える。3施設の今後のあり方としては、継続とすべきである。

近年、広域圏臨海学校などの市町村立施設が廃止されており、県立施設へのニーズも高まってきている。また、3施設は県内にバランスよく配置され、広域をカバーしながら、各地域の青少年教育の中核的な役割を担っており、施設の必要性は高いと考える。

ただし、利用状況が一定の時期に偏らざるを得ないことから、年間を通じての稼働率を高める方策について、検討されたい。

### (2) 管理運営方法について

- ① 施設を有効に活用するため、閑散期(4月、9月、12月~3月)について、ボーイ・ガールスカウトなど青少年教育団体への積極的なPR、企業の社員研修等での利用促進、団体以外(家族利用等)の利用受入などについて検討されたい。ただし、学校利用が少ない時期に限るなど、青少年教育施設の本来の目的が損なわれないよう、留意しなければならない。
- ② 使用料の設定について、使用時期や、使用目的による差別化について検討されたい。
- ③ 学習効果を高めるため、近隣の県有施設(北毛:ぐんま天文台、妙義:自然史博物館、東毛:昆虫の森など)や県事業(尾瀬学校等)と連携し、各地域の特色を生かした学校利用プログラムの開発に取り組む必要がある。
- ④ 主催事業や各種の体験プログラムについて、ボランティアとの協働及び地域の団体等との連携に努める必要がある。
- ⑤ 施設・設備については、老朽化が目立っており、計画的な改修に努めるべきである。その際、今後の利用形態のあり方の検討も踏まえた計画が望まれる。

#### (3) 管理運営主体について

県直営による管理運営が適当であると考えるが、民間のノウハウを活用する観点から、指定管理者制度について、他県での導入、活用状況など、情報収集に努められたい

### (4) その他

青年の家と少年自然の家の利用者層は、ほぼ同じ(小学生が中心)である実態から、 青少年自然の家として、名称を一本化することについて検討されたい。

## ■ 生涯学習センター

## 1 現状

生涯学習センターは、県民の生涯にわたる学習活動を促進し、県民文化の創造及び振興に寄与するために昭和62年10月に設置された教育施設である。

県の生涯学習推進の中核的なセンターとして、まなびねっとぐんま、ぐんま県民カレッジ、指導者養成をはじめ、少年科学館の運営(プラネタリウム、おもしろ科学教室等)や家庭教育・子育て支援、貸館事業など、幅広い事業を行っている。

平成14年4月からセンター事業及び施設管理を(財)群馬県教育文化事業団に全部委託していたが、指定管理者制度が創設されたことを機に、管理運営方法を見直し、事業内容が教育に関する技術的・専門的な知識を必要とすること、学校との連携が重要で教員の配置を必要とすることから、平成18年4月から県直営による管理とした。

入館者数は、過去10年、20~25万人の間で推移している。平成20年度は約25万3千人であり、うち貸館利用人数は約15万1千人で、入館者の約6割を占めている。

# 2 施設の今後のあり方

### (1) 施設の必要性について

生涯学習センターは、本県における生涯学習の拠点施設として、広域的な学習情報提供、指導者養成、先導的な学習プログラムの開発・実施等、市町村や各種団体等に対する指導的な役割を担うべき施設であり、その設置目的は、今日においても失われておらず、施設の今後のあり方としては、継続とすべきである。

ただし、貸館事業については、市町村の役割である公民館的な要素が強く、本来県がやるべき仕事なのかという意見も出されたところである。現在、多くの利用がなされている実態も考慮しながら、県と市町村の役割分担の観点から、今後の課題としてその必要性について検討する必要がある。

### (2) 管理運営方法について

- ① 職員体制 (嘱託・臨時を含む) について、貸館事業に伴う開館時間の見直しも含めて、分析・見直しの検討が必要である。その際には、ボランティアの積極的な活用も検討されたい。
- ② 生涯学習の直接の担い手である市町村等を支援し、高度で専門的な知識を有する 指導者を養成する施設としての位置付けを強化するため、次のような事業内容について検討する必要がある。
  - ・市町村、各種団体等への支援、職員向けの研修による人材育成の充実
  - ・出張型の研修や職員が市町村(公民館)の現場支援に出向くなどの積極的な取組
  - ・生涯学習に係る調査研究機能の強化と大学や高校等との連携の推進
- ③ 少年科学館について、ぐんま天文台とのさらなる連携に努めるとともに、おもしる科学教室の充実を図るなど少年科学教育を一層推進する必要がある。

#### (3) 管理運営主体について

県直営による管理運営が適当であると考えるが、民間のノウハウを活用する観点から、指定管理者制度について、他県での導入、活用状況など、情報収集に努められたい。

ただし、貸館事業の必要性の検討を踏まえた上で、部分的な指定管理者制度の導入について検討する必要があると考える。